

## 日本移植学会移植認定医制度細則

### 第1章 運営

#### 第1条

日本移植学会移植認定医制度規則の施行に当たり、規則に定めた以外の事項については、施行細則の規定に従うものとする。

### 第2章 専門医・移植認定医制度委員会(以下、認定医制度委員会)

#### 第2条

認定医制度委員会の委員数は、理事会で定める各移植臓器、研究領域毎に各領域若干名(1名以上)とする。

#### 第3条

認定医制度委員会の委員の任期は、2年とし再任をさまたげない。ただし引き続いて8年を超えることはできない。

#### 第4条

認定医制度委員会の委員長は、理事長が指名する。

#### 第5条

認定医制度委員会の委員は、認定医制度委員会の委員長が代議員の中から選任し、理事長の承認を得る。委員長は認定医制度委員会の委員の中から副委員長を指名することができる。

#### 第6条

認定医制度委員会の委員に欠員を生じたときは、認定医制度委員会の委員長が委員の補充を行い、理事長の承認を得る。補充によって選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### 第7条

認定医制度委員会は、定員の2分の1以上の委員の出席を要し、議決は出席者の過半数によって行う。可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

#### 第8条

認定医制度委員会の委員は、業務上入手した会員に関する一切の情報を守秘する義務がある。

#### 第9条

移植認定医制度の事務は、日本移植学会事務局または委託された機関において行う。

### 第3章 移植認定医申請に必要な臨床経験

#### 第10条

臨床移植医の移植認定医申請には領域別に以下の移植臨床経験症例数および業績数を必要とする。

##### 1)臨床経験

- ① 腎臓移植領域 10 例以上
- ② 肝臓移植領域 10 例以上
- ③ 腎臓・肝臓移植以外の領域(心臓、肺、膵臓、小腸等の移植領域) 3 例以上

(臨床経験は、主治医・術者を問わずレシピエント移植手術、ドナー臓器摘出手術、脳死ドナー管理の経験、メディカルコンサルタントとしての経験および内科医としての移植手術の術前・術後管理経験などを全て含む。また、初期研修期間の臨床経験は含まない)

④ 臓器移植術前または術後の精神科コンサルテーションを合わせて 10 例以上

2)業績 第一著者一編を含む論文または学会抄録 3 編以上

#### 第 4 章 移植認定医申請書類

##### 第 11 条

移植認定医の認定を申請する者は、次の各項に定める申請書類を認定医制度委員会に提出しなければならない。

1) 移植認定医認定申請書 (様式 1)

2) 履歴書 (様式 2)

3) 医師免許証 (写)

4) 診療・研究実績

(臨床移植医・精神科・その他の領域の場合、様式 3、様式 4 但し、学会が構成するデータベースに症例が登録されている場合は、データベースのデータを代用してもよい)

(基礎移植医の場合、様式 4)

5) 修練施設表および在籍証明書 (様式 5)

6) 推薦書 (様式 6)

7) 日本移植学会総会参加証あるいはそれを証明する記録

(コピーでも可 ; 様式 7-1)

8) 臓器移植関連の学会、研究会、教育セミナーなどへの参加ならびに筆頭発表の研修点数リスト (50 点以上)

(参加・受講) 参加証・受講証あるいはそれを証明する記録、または記録のコピー

(筆頭発表) 抄録または抄録のコピー

9) 日本移植学会主催の移植認定医講習受講証

(コピーでも可 ; 様式 7-2)

10) 認定医審査料の振込みを証明する記録 (様式 8)

#### 第 5 章 更新申請書類

##### 第 12 条

移植認定医の更新を申請する者は、移植認定医の有効期間満了の年度内に、次の各項に定める申請書類を認定医制度委員会に提出しなければならない。

1) 日本移植学会 移植認定医更新申請書 (様式 9)

2) 日本移植学会総会参加証あるいはそれを証明する記録

(コピーでも可 ; 様式 10-1)

3) 臓器移植関連の学会、研究会、教育セミナーなどへの参加ならびに筆頭発表の研修点数リスト(50点以上)

(参加・受講) 参加証・受講証あるいはそれを証明する記録、または記録のコピー  
(筆頭発表) 抄録または抄録のコピー

4) 日本移植学会主催の移植認定医講習

(コピーでも可; 様式 10-2)

5) 認定医更新審査料の振込みを証明する記録(様式 11)

## 第 13 条

満 65 歳以上の認定医については、第 5 章第 13 条の更新審査料を免除する。

## 第 6 章 審査料および登録料

### 第 14 条

審査料は、次の如くである。また、審査料は申請時に先に振り込むものとする。

認定審査料 20,000 円

更新審査料 10,000 円

### 第 15 条

既納の審査料は、返却しない。

### 第 16 条

登録料は、次の如くである。また、登録料は事務局からの通知に従い振り込むものとする。

認定登録料 10,000 円

更新登録料 10,000 円

### 第 17 条

既納の登録料は、返却しない。

## 第 7 章 申請の時期および申請先

### 第 18 条

認定医制度委員会は、移植認定医の認定および更新を申請する時期、その他について、実施 6 ヶ月前に公示する。

### 第 19 条

申請先および手数料送金先 日本移植学会移植認定医制度事務局

### 第 20 条

すべての審査は、その年度内に完了しなければならない。

## 第 8 章 附則

### 第 21 条

この細則は、平成 23 年 10 月 5 日より施行する。

この細則は、平成 26 年 7 月 1 日から改正する。

この細則は、平成 27 年 9 月 6 日から改正する。

この細則は、平成 28 年 7 月 18 日から改正する。

この細則は、平成29年2月15日から改正する。

## 第22条

この細則は認定医制度委員会の議決を経て、理事会の承認を得なければ変更できない。

## 第23条

この細則の実施に関して生ずる疑義については、認定医制度委員会の審議によって決定するものとする。

### <日本移植学会移植認定医審査のための研修点数の基準>

- 日本移植学会総会への参加 10点
- 日本移植学会総会での筆頭発表 5点
- 移植関連の国際学会への参加 5点
- 移植関連の国際学会での筆頭発表 5点
- 全国規模の移植関連国内学会・研究会への参加（地方会は不可） 5点
- 全国規模の移植学会関連学会・研究会での筆頭発表 3点
- 日本移植学会教育セミナーへの参加
  - 春季の一日のセミナー（スプリングセミナー） 10点
  - 総会会期後の半日のセミナー（オータムセミナー） 5点
- 日本移植学会移植認定医講習の受講 5点
- 移植関連学会・研究会主催の教育セミナー（2時間以上を原則とする） 3点

「日本移植学会移植認定医審査のための研修点数の基準」の中の「移植関連学会・研究会主催の教育セミナー（2時間以上を原則とする） 3点」に該当するセミナーは、次の基準に基づいて認定する。

(1) 専門医・認定医制度委員長、学術・教育委員長の協議の上、妥当と認めた場合は、両委員会（持ち回り委員会可）で協議し半数以上の賛成で承認する。

(2) 移植関連学会・研究会本体に対する企業の寄付・後援などのサポートは問題ないが、個々の教育セミナー部分についてはスポンサーを付けること（企業共催のランチョンセミナー、イブニングセミナー、モーニングセミナー等）は原則として認めない。但し、公的資金・非営利団体によるサポート等はこの限りではない。